

解決の  
How to

# ものづくり企業に警告! 自社の強みが盗まれる前に すべきこと…



**苦勞して考えたアイデアも、真似されては水の泡!**  
無料の解決手段をご紹介します。

アイデアに対する脅威

デザインの  
模倣

営業秘密の  
漏洩

独自技術の  
流出

▶ **無料で解決**

## 売れ始めた商品が真似された？

### 事例 模倣品があなたの会社に与える影響



1 A社  
A社は独自商品を開発  
「脱下請け」を目指す



2 百貨店にて  
販路を拡大しようと百貨店を  
調査中に模倣品を発見



3 A社  
弁護士に相談しても、差し止めできず  
目標売上にも届かず、  
「脱下請け」の計画も見直し

皮革製品を製造しているA社は、これまでは大企業の下請けとして、他社ブランドの製品を製造してきた。しかし、近年は人件費の安い海外の企業が受注する機会が多くなり、A社の売り上げは徐々に減少していった。危機感を持ったA社は経営方針として「脱下請け」を掲げ、自社ブランドの構築を目指して独自商品の開発に着手した。

新商品として、社員から幅広くアイデアを募集し、地域特性を踏まえ高齢者にとって使いやすく、かつ特定の年代を意識したユニークなデザインのハンドバッグを作成した。

創意工夫を凝らして製作したハンドバッグは自社ブランド商品の第一弾として売り出すことになり、将来的にはA社の主要商品とすることを目指していた。展示会への出展等、積極的な営業活動を行った甲斐があり、当初想定した以上の反響を得ることができたことから、目標としていた「脱下請け」も現実的なものになりつつあった。

周辺地域においては好調な売れ行きが続いたため、A社の営業担当者は、販路拡大を考え、隣の県の百貨店を調査していた。その際、A社が製作したハンドバッグとそっくりな商品が陳列されているのを発見した。それだけでなく、A社商品よりも割安な価格で販売されていたのである。デザインだけでなく商品名まで類似しており、営業担当者は自社の商品が真似されたとすぐにわかった。

報告を受けたA社社長は、模倣品の販売を差し止めたいと考え、弁護士に相談した。しかし、A社商品のデザインや商品名は知的財産として登録されていないため模倣品の販売差し止めを行うことはできないこと、それだけでなくA社は展示会で既にこの商品を一般に公開しているため、知的財産として申請することも難しいといった説明を受けた。結果的に、A社は模倣品の販売差し止めをあきらめるしかなかった。

模倣品に対抗するためにA社も値段を下げて販売せざるを得なくなったが、その後も似たような模倣品が出てきたことや、A社の商品の特徴であったデザインに購買者も見慣れてしまったため、A社は目標にしていた売り上げを達成することができず、「脱下請け」に向けた計画も見直さざるを得なくなってしまった。

今回の事例では、A社が創意工夫を凝らして独自商品を開発したにも関わらず、知的財産権として登録していなかったために、模倣品の被害を防ぐことができませんでした。

あなたの会社の「強み」、  
しっかりと守れていますか？

## 自社の「強み」が奪われた企業の末路

事例のようなケースは決して特殊な製品や技術を有している企業のみが発生するものではありません。例えば、展示会において公開されている製品を「自社でも製作できる」と他社が判断すれば、新しくデザインを検討するためのコストがかからないため、模倣される事例が発生してもおかしくはありません。

自社の「強み」である主要製品や技術が奪われてしまうと、売り上げの減少だけでなく、模倣された製品の開発に携わった社員のモチベーションの低下や技術力をアピールしていた企業のブランド失墜といった問題にまで発展する可能性もあります。企業の経営に深刻な影響を及ぼす可能性が十二分に考えられるのです。



努力してデザインした商品が簡単に模倣されてしまい、社員のモチベーションが低下



技術力で培ったブランドの失墜

### 他にもある技術流出の例

作業場見学への対応	取引先から自社の作業現場を見学したいとの要望があった。図面や製造用の機器について担当者に説明したところ、同様の製造用の機器で取引先が製造を始め、取引も失ってしまった。
作業風景の公開	製品の展示会において作業風景を映像として公開していた。映像の中には製造方法に関する自社のノウハウが含まれており、映像を見た競合他社がノウハウを用いて同品質の製品を開発した。
職員の引き抜き	技術開発に携わった職員が、競合他社に引き抜きを受け、自社の独自技術を用いて同品質の製品を開発されてしまった。
インターンの受入れ	海外から外国人インターンを受け入れたが、製造を任せていた製品が知的財産を取得していなかったため、帰国後に特許を取得されてしまった。

とはいえ、特に中小企業においては、自社の「強み」に対する脅威から身を守るための知見を備えた専門家がない企業が大半です。そういった企業についてはどのように対処していくべきなのでしょうか。

解決策はこちら ▶

# これで解決！無料サービスのご紹介

## ▶インターネットで検索 ～特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)～

他社が権利化している特許や商品名を無料で簡単に検索できます。

「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」では、他社が取得している特許権を簡単な操作で検索することができます。特許以外にも、商品に付けようと考えていた名称をJ-PlatPatで検索することで、既に他社が同じ名称を商標権として取得していないか等についても確認することができます。



特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のトップページ  
特許庁が発行した特許・実用新案、意匠、商標に関する情報が検索できる。

J-PlatPat  とインターネットで検索

又は <https://www.j-platpat.inpit.go.jp> にアクセス

## ▶最寄りの専門窓口へ相談 ～知財総合支援窓口～

あなたの会社の知的財産担当。専門家に無料で相談できます。

中小企業の知的財産に関する相談を受ける「知財総合支援窓口」が各都道府県に設置されています。特許だけでなく、商標・意匠・実用新案といった知的財産に関する悩みであれば無料で相談ができます。



知財総合支援窓口では、ロゴマークや新しい技術の検討、  
アイデアが特許権を取得できるかといった疑問などに知的財産の観点から相談に応じています。

ロゴマークについて



デザインについて



技術について



知財総合支援窓口 ○○県  とインターネットで検索することで、

最寄りの知財総合支援窓口の場所を確認することができます。

又は「0570-082100」にお電話いただければお近くの窓口におつなぎいたします。